

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法による。

(2) 引当金の計上基準

該当なし

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

平成18年3月31日以前から常勤であった職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 年金基金制度

京都社会福祉事業企業年金基金の実施する確定給付企業年金制度に加入している。

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため、作成を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では、拠点区分が一つであるため、作成を省略している。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

京都八勝館 拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム京都八勝館）」

「京都八勝館通所介護事業所」

「京都八勝館短期入所生活介護」

次の公益事業は、上記社会福祉事業と一体的に実施されているため、当該社会福祉事業としての拠点区分に含めて同一拠点区分として会計処理を行っている。

「京都八勝館居宅介護支援事業所」

「八幡市京都八勝館在宅介護支援センター」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	468,236,400			468,236,400
建物	255,583,935	63,747,364	19,830,091	299,501,208
合計	723,820,335	63,747,364	19,830,091	767,737,608

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

計算書類に対する注記

8．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	844,443,234	544,942,026	299,501,208
建物	114,977,165	37,746,912	77,230,253
構築物	10,951,245	5,164,608	5,786,637
機械及び装置	38,526,550	29,739,625	8,786,925
車輛運搬具	4,911,944	4,911,938	6
器具及び備品	51,360,141	36,863,059	14,497,082
権利	174,852	6,833	168,019
ソフトウェア	5,321,544	3,380,070	1,941,474
合計	1,070,666,675	662,755,071	407,911,604

9．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	56,583,993		56,583,993
未収金			
未収補助金	280,000		280,000
立替金	123,796		123,796
合計	56,987,789		56,987,789

10．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11．関連当事者との取引の内容 該当なし

12．重要な偶発債務 該当なし

13．重要な後発事象 該当なし

14．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし